

### 「練馬地域ふれあい食堂」について

練馬区立厚生文化会館運営協議会の委員でもある部落解放同盟東京都連合会練馬支部は、特定非営利活動法人 練馬人権センターと共催により（以下「主催団体」という。）「練馬地域ふれあい食堂」事業（以下「事業」という。）を実施することを計画しました。主催団体は、事業の会食場所を当館敬老室（娯楽室）とする計画を添えて、事業に係る後援名義の使用について区に申請しました。

当館敬老室は貸出規定がなく、利用時間が終了する午後5時以降は通常使用していませんが、区はこの事業が地域住民のみなさまの福祉の向上に寄与し公益性がある事業と認め、後援名義の使用を承認いたしました。

令和2年4月から事業開始を予定していましたが、感染症拡大防止のため、区の対応方針に則り事業の実施を中止しました。令和3年度は、感染状況が改善し会食での実施が可能となるまでは弁当の配付により事業を行っていきます。

事業内容につきましては、配付資料(5)「練馬地域ふれあい食堂」資料をご参照ください。